

平成25年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成25年度11月補正予算等関係)

地域振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成25年11月定例会議案説明資料目次

地域振興部

## 【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		交通政策課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 節の明細		5

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第11号	職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について (鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について)	男女共同参画推進課	6

議案説明資料総括表

地域振興部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				説明
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通政策課	841,194	12,000	853,194				12,000	
地域振興部 計	7,600,695	12,000	7,612,695	0	0	0	12,000	

説明

(交通政策課)

- ・国内航空便利用促進事業

12,000 千円

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

交通政策課 (内線: 7099)

3目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
国内航空便利用促進事業	117,175	12,000	129,175				12,000																	
トータルコスト	130,680	12,000	142,680	(補正に係る主な業務内容)																				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	航空便を活用した新たな国内交流創出のための補助金、新たな航空路線のPR																				
工程表の政策目標(指標)	東京便の増便、運賃低廉化、国内航空便の利便性向上																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>ANAによる米子鬼太郎空港の東京便6便化(10月~1月末)、スカイマークによる成田・茨城・神戸便(12月20日~)、また鳥取空港の東京便5便化(目標:2014年3月末~)に向けた活動など、山陰と日本国内各地を結ぶ空の交通インフラが充実し、山陰を核とした交流が胎動しつつある。空の交通インフラをビジネス・観光ツールとしてだけでなく、将来につながる各就航先との交流基盤として育てるための取組を進める。加えて、新規就航路線の認知度を高める取組や観光客誘致等(旅行商品造成など)に資する取組を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 航空便を活用した新たな国内交流創出事業</p> <p>山陰または就航先の地域活動団体等が、鳥取・米子鬼太郎両空港に就航する国内航空定期便を利用して新たな交流創出活動に取り組む場合、その経費に対して補助を行い、航空便を活用した交流のきっかけづくりを促す。</p> <p>&lt;補助金概要&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>県内2空港の航空定期便を利用して、就航先周辺地域との新たな交流を生み出すための事業(今後の交流拡大に資するもので、新規性のある、鳥取県内に経済波及効果をもたらす取組)</td> </tr> <tr> <td>事業実施主体</td> <td>県内外交流団体</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2(補助上限額200千円)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>航空運賃、宿泊費、謝金、使用料等</td> </tr> <tr> <td>対象団体</td> <td>5団体</td> </tr> </table> <p>※補助団体の決定は審査会を設けて行う。</p> <p>(2) 新たな航空路線利用促進事業</p> <p>スカイマーク株式会社による新たな航空路線やANA東京便の利用を促すため、ツアー造成の働きかけ、路線認知度の向上を図る取組を強化する。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 利用促進懇話会による取組</td> <td>空港利用促進懇話会が行う既存路線及び新規就航路線の利用促進事業(旅行会社へのツアー造成働きかけなど)に要する経費の一部を負担。</td> </tr> <tr> <td>2 航空会社とタイアップしたPRキャンペーン</td> <td>既存路線に加えて、スカイマーク社とタイアップして、航空路線・観光情報の提供及び搭乗者へのプレゼントキャンペーン等を実施する。(専用HPでの情報発信、スカイマーク社の広告媒体を活用した路線PR)</td> </tr> <tr> <td>3 首都圏・関西圏等での観光・路線PR</td> <td>・ 就航先におけるイベントでの観光・航空路線PR ・ ローカル情報番組などを利用した地元向け路線PR</td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○ANA東京便の利用促進に向けて、航空会社、旅行会社と連携した情報発信、タイアップキャンペーン、旅行商品造成支援などを行うことにより、個人旅行、団体旅行をターゲットとした利用促進策を講じているところである。</p> <p>○これらに加えて、鳥取空港、米子鬼太郎空港の就航路線の情報発信等を行うとともに、各就航先地域の団体との相互交流による新たな国内交流を創出することにより、航空便のさらなる利用促進を図る。</p>									補助対象事業	県内2空港の航空定期便を利用して、就航先周辺地域との新たな交流を生み出すための事業(今後の交流拡大に資するもので、新規性のある、鳥取県内に経済波及効果をもたらす取組)	事業実施主体	県内外交流団体	補助率	1/2(補助上限額200千円)	補助対象経費	航空運賃、宿泊費、謝金、使用料等	対象団体	5団体	1 利用促進懇話会による取組	空港利用促進懇話会が行う既存路線及び新規就航路線の利用促進事業(旅行会社へのツアー造成働きかけなど)に要する経費の一部を負担。	2 航空会社とタイアップしたPRキャンペーン	既存路線に加えて、スカイマーク社とタイアップして、航空路線・観光情報の提供及び搭乗者へのプレゼントキャンペーン等を実施する。(専用HPでの情報発信、スカイマーク社の広告媒体を活用した路線PR)	3 首都圏・関西圏等での観光・路線PR	・ 就航先におけるイベントでの観光・航空路線PR ・ ローカル情報番組などを利用した地元向け路線PR
補助対象事業	県内2空港の航空定期便を利用して、就航先周辺地域との新たな交流を生み出すための事業(今後の交流拡大に資するもので、新規性のある、鳥取県内に経済波及効果をもたらす取組)																							
事業実施主体	県内外交流団体																							
補助率	1/2(補助上限額200千円)																							
補助対象経費	航空運賃、宿泊費、謝金、使用料等																							
対象団体	5団体																							
1 利用促進懇話会による取組	空港利用促進懇話会が行う既存路線及び新規就航路線の利用促進事業(旅行会社へのツアー造成働きかけなど)に要する経費の一部を負担。																							
2 航空会社とタイアップしたPRキャンペーン	既存路線に加えて、スカイマーク社とタイアップして、航空路線・観光情報の提供及び搭乗者へのプレゼントキャンペーン等を実施する。(専用HPでの情報発信、スカイマーク社の広告媒体を活用した路線PR)																							
3 首都圏・関西圏等での観光・路線PR	・ 就航先におけるイベントでの観光・航空路線PR ・ ローカル情報番組などを利用した地元向け路線PR																							

平成25年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
				うち地域振興部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	498,010		498,010	107,866		107,866	35,473		35,473
2 給 料	2,887,560		2,887,560	408,591		408,591	320,247		320,247
3 職 員 手 当 等	4,351,497		4,351,497	210,212		210,212	161,385		161,385
4 共 済 費	1,126,864		1,126,864	160,771		160,771	122,721		122,721
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	28,690		28,690						
7 賃 金	33,195		33,195	4,911		4,911			
8 報 償 費	271,223	1,160	272,383	14,269		14,269	4,408		4,408
9 旅 費	227,458	264	227,722	31,044		31,044	13,435		13,435
費用弁償	18,022		18,022	3,422		3,422	988		988
普通旅費	160,442		160,442	19,239		19,239	8,251		8,251
特別旅費	48,994	264	49,258	8,383		8,383	4,196		4,196
10 交 際 費	3,750		3,750						
11 需 用 費	603,606	1,763	605,369	49,014		49,014	17,071		17,071
12 役 務 費	547,015	50	547,065	90,996		90,996	66,909		66,909
13 委 託 料	3,464,940	36,185	3,501,125	663,466	8,000	671,466	564,944	8,000	572,944
14 使用料及び賃借料	583,573	10	583,583	367,783		367,783	356,010		356,010
15 工 事 請 負 費	1,135,633	26,667	1,162,300	8,192		8,192	8,192		8,192
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費	2,190,251		2,190,251						
18 備 品 購 入 費	526,510	30	526,540	340		340	280		280
19 負担金、補助及び交付金	7,840,304	13,728	7,854,032	5,245,902	4,000	5,249,902	1,215,624	4,000	1,219,624
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	160,000		160,000	160,000		160,000	10,000		10,000
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	189,300	8,860	198,160						
24 投資及び出資金	3,000		3,000						
25 積 立 金	225,428		225,428	68,895		68,895	68,895		68,895
26 寄 付 金									
27 公 課 費	297		297						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,900,604	88,717	26,989,321	7,592,252	12,000	7,604,252	2,965,594	12,000	2,977,594
財 源									
内 国 庫 支 出 金	2,169,125	8,561	2,177,686	1,324,751		1,324,751	50,212		50,212
地 方 債	3,251,000		3,251,000	150,000		150,000			
そ の 他	1,477,275	9,738	1,487,013	734,247		734,247	139,406		139,406
一 般 財 源	20,003,204	70,418	20,073,622	5,383,254	12,000	5,395,254	2,775,976	12,000	2,787,976



節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款	総務費	
2 項	企画費	
3 目	交通対策費	
	負担金、補助 及び交付金	国内交流創出事業補助金 1,000
		空港利用促進懇話会負担金 3,000

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について （鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）の一部が改正され、DV法の題名が改正されたことに伴い所用の改正を行う。</p> <p>2 概要 （1）DV法の題名を引用する規定について、所用の規定の整理を行う。 （2）施行期日は、平成26年1月3日とする。</p>



鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事への申出)</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、<u>県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど</u>氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(知事への申出)</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、<u>県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど</u>氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

